

国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項、  
重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の  
許可に係る基準

- ① 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項
- ② 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による  
公開の許可に係る基準

平成 8 年 7 月 1 2 日  
文化庁長官裁定  
平成 30 年 1 月 29 日改訂  
平成 30 年 10 月 1 日改訂

## 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

文化財保護法において、文部科学大臣は、我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高く重要なものは重要文化財として、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる、とされている。これら国宝・重要文化財（美術工芸品。以下「重要文化財等」という。）の公開を行うことは、国民の文化財に親しむ機会を確保し、文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する観点から積極的に推進する必要がある。

一方で、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多く、季節に合わせ公開する、曝涼などの機会に公開するなど、伝統的手法によって、長期間にわたる公開を避けて保存・継承してきた。これは文化財を保護し、後世に伝えるためのものであり、このような実績を踏まえつつ、我々は、公開によって歴史上・芸術上・学術上極めて貴重な文化財が損なわれることがないように、保存や公開における取扱いについては細心の注意を払わなければならない。

本要項は、重要文化財等の公開と保存の調和を図るため、文化財保護法第 53 条に基づき、所有者及び管理団体（以下「所有者等」という。）以外の者が移動を伴い、重要文化財等が通常保管されている施設以外の施設において公開を行う（寄託品や貸与品などを除く。）場合に、多様な重要文化財等に対して対応が可能なかたちで適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針である。

公開を実施する場合には、この要項を参照し、公開をする施設の学芸員等及び施設長が十分留意し、責任を持って適切に取り扱い等を行うことが期待される。また、所有者が、重要文化財等が通常保管されている施設で公開する際にも、同施設において適切な展示・公開条件を策定し、その条件に従うか、若しくはこの要項に定める事項に基づき適切な取扱い等を行うことが期待される。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ、専門的知識に基づいた学芸員等が、その特性や状態について十分把握した上で、対象の重要文化財等を扱うことが必要である。あわせて、公開を実施する施設の施設長は、対象の重要文化財等の公開に責任を持ち、公開に伴うき損や劣化が起こらないよう、適切な管理体制を組織することが必要である。

上記を踏まえた上でも、重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財第一課に技術的指導及び助言を求め、協議し、適切な公開に努めることとする。

## 1 公開を避けなければならないもの

- (1) き損や劣化の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損や劣化が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われ、甚大なき損や劣化の懸念が払拭されるまで公開を行わないこと。
- (2) 材質が極めてぜい弱である、寸法が特に大きい、形状が複雑である、き損や劣化の程度が著しいなどの理由により、移動による劣化の進行やき損等の危険性が極めて高いと考えられる重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

## 2 公開のための移動回数及び期間

- (1) 1に定めるもの以外の重要文化財等については、原則として公開のための移動回数は年間2回以内とする。この場合、1展覧会に伴う移動回数は原則1往復1回と考えること。また、公開日数は年間延べ60日以内とすること。この場合、年間とは公開された期間の開始日から起算して1年間と考えること。なお、本要項6として後述する材質や種類等を踏まえた個別の重要文化財等の公開における留意事項も参照の上、適切に公開すること。
- (2) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、特に個々の保存状態に問題が生じないと考えられるものに限り、材質が石、土、金属等（本要項6に記載するものに限る。）については、公開日数を年間延べ150日以内とする。
- (3) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、2(2)に該当しないもので、特に個々の保存状態に問題が生じないと考えられるものに限り、特別な理由があり年間の公開日数を延長したい場合については、事前に文化庁文化財第一課と協議し、公開後2年間収蔵庫に保管するなど、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を執った上で、年間延べ100日まで公開することができる。
- (4) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、原則として、年間公開日数の限度を延べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温度及び湿度に急激な変化を与えないようにすること。

## 3 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

重要文化財等の陳列、撮影、点検、梱包及び撤収は、対象の重要文化財等の特性や状態を十分把握した学芸員等が取扱うこと。

## 4 公開の方法

- (1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（寸法が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。
  - ① 展示ケースのガラス等は、十分な強度を有し、飛散防止措置を講じたものを使用すること。
  - ② 移動展示ケースは重心を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。
- (2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

- ① 展示ケース内の温度及び湿度の調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上で、エアタイトケースを適切に使用する、調湿剤を使用する、データロガーによる温度及び湿度の計測を続けるなど適切な方法で維持すること。
- ② 展示ケース等の作製に当たっては、文化財に悪影響のあるガスを発生するおそれのある素材や接着剤等を使用する場合は、使用量や通風乾燥期間を適切に設け、定期的にケース内濃度を確認すること。
- ③ 卷子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角 30 度以下にすること。
- ④ 公開中、展示されている文化財の定期的な点検をする機会を設けること。

## 5 公開の環境

重要文化財等の公開は、大気汚染、文化財に悪影響のあるガス、かび、じんあい等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行い、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境との大きな差や、展示室内の温度及び湿度の急激な変化が生じないようにすることに留意しつつ、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

### (1) 慣らし

常時置かれてきた場所とは異なる環境に輸送したものの梱包を解く時は、24 時間程度の十分な慣らしの期間を確保すること。

### (2) 展示ケース内の温度及び湿度の調整

展示ケース内の温度は摂氏 22 度±1 度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は 55 パーセント±5 パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を目安とすること。ただし、金属製品の相対湿度は 50 パーセント以下を、近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの相対湿度は 50 パーセントから 55 パーセント程度を目安とすること。

なお、温度及び湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び個々の保存状態に応じて適切に判断すること。

### (3) 露出展示（展示ケース外での展示）

1 (2) に定めるもの以外の重要文化財等のうち、寸法が大きく展示ケース内に展示できないなどにより露出展示しなければならない場合は、展示室の温度及び湿度が(2)と同様になるように努め、結界等により接触防止の措置を必ず講じること。

### (4) 照度

- ① 照度は原則として 150 ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、露光時間を勘案して照度をさらに低く保つこと。
- ② 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものを用い、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。
- ③ 紫外線や赤外線の出ない LED 照明等を使用する場合も、①の原則と同様に取り扱う

こと。

- ④写真や動画撮影に使用する照明についても，照度や露光時間については十分留意すること。

## 6 個別の重要文化財等の公開における留意事項

重要文化財等の公開が適切なものとなるよう，特に個々の保存状態に問題が生じることがないと考えられ，劣化しやすい材質を用いていない重要文化財等については，以下に示す各分野別の材質や種類等を踏まえた留意事項を参照すること。

### (1) 絵画

- ・ 絵画の照度は 100 ルクス以下とすること。
- ・ 版画の公開日数は年間延べ 30 日以内で照度は 50 ルクス以下とすること。
- ・ 油絵の公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。

### (2) 彫刻

- ・ 金属製品の公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。
- ・ 単一素材の彫刻作品（一木造り，彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財第一課に技術的指導及び助言を求め，協議し，適切な公開に努めること。

### (3) 工芸

- ・ 陶磁器，銅製品などの工芸品の公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。
- ・ 漆工品，甲冑類の照度は 100 ルクス以下とすること。
- ・ 染織品の照度は 80 ルクス以下とすること。

### (4) 考古

- ・ 材質が石，土，ガラス又は金属製品のものの公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。

### (5) 書跡・典籍・古文書

- ・ 照度は 100 ルクス以下とすること。

### (6) 歴史資料

- ・ 近代の洋紙を利用した文書・典籍類，図面類，写真類などの照度は 50 ルクス以下とすること。
- ・ 特に，青焼，蒟蒻版<sup>こんごくばん</sup>など極めて脆弱な材質の文化財，ニトロセルロースフィルムなどの可燃性のあるもの，酢酸セルロースフィルムやゴム系の材料などで揮発性物質を発生させるものなど，専門的な観点から取扱に注意を要するものについては，文化庁文化財第一課に技術的指導及び助言を求め，協議し，適切な公開に努めること。

平成8年7月12日

文化庁長官裁定

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が重要文化財の公開を行う場合の許可に係る基準を次のように定める。

#### 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準

##### (公開の実施者)

第1 重要文化財の公開を行う者が、重要文化財の公開を円滑に実施するのに必要な経理的基礎を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

##### (重要文化財の管理)

第2 重要文化財の管理の体制が、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 公開又は公開のための移動によって重要文化財がき損するおそれがないこと、及び重要文化財の保存に支障が生じるおそれがないこと。

ロ 公開を行う博物館その他の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

##### (学芸員の配置)

第3 公開を行う博物館その他の施設に博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する専任の学芸員が1名以上配置されており、公開に係る業務に従事すること。

##### (博物館等の建物及び設備)

第4 重要文化財の公開を行う博物館その他の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が論じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館その他の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館その他の施設の専用のものであること。

ト 博物館その他の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館その他の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶(非常口を除く。)していること。